

今年度は暖冬ということで喜んでいましたが、二月の後半に大雪にみまわれ、なにかと心配されたところでありました。幸い本村においては、排雪の作業も少なく安心したところでありました。

さて、新年度予算も決まり、最大の効果を上げることが出来るよう計画的な行政を推進していく次第であります。ここで、新年度の各種事業についてご説明します。

○土木事業関係について

今年も、農村総合整備モデル事業の生活関連集道の改良、木滑地内の農村公園をはじめ、防火水槽四十ト(二基)などの居住環境整備を進めてまいります。村単独事業では、月潟地内の宅地排水改良工事を引き続き推進するとともに、村道五十四(木滑地内)・十七(釣寄地内)・八十四(西置場地内)号線の拡幅工事、また、村道九十二(土曲通地内)号線の改良工事などを施行することになってまいります。

一方、農道整備については、団体管農道整備事業(東長島地内)・県営一般農道整備事業(釣寄地内)については、県及び月潟郷土地改良区と緊密な連携を図り推進してまいります。

○農業振興について

本村農業は、恵まれた生産条件

を生かし、新潟米の生産をはじめ、高い農業の実現と営農の確立を図ってまいります。

このため、農業体質強化、経営の安定、農地の流動化を促進し、経営の拡大と生産組織の育成に努め、農業の生産コストの低減を図ってまいります。具体的には、農業構造改善事業及び構造政策推進モデル集落整備事業を推進し、消費者ニーズに応えられる良質米生

平成3年度
施政方針



村長 征由 金子

に努めてまいります。

○教育関係について

村では、生涯学習基本構想を策定し、それぞれの分野で生涯学習を行う個性豊かな情操教育の推進を図ってまいります。

学校教育においては、基礎学力の向上、個性の伸長など情緒豊かな人間づくりのための教育環境整備に努めます。

産と米の消費拡大に取り組んでまいります。

○商店振興について

周囲での大型店の進出などによる環境の変化に対応した、魅力ある商店街づくりを進めていくために、中小企業金融対策などの法的制度の導入を図るとともに、村内に就労の場を確保するために、工場誘致を促進し、村全体の活性化

大プロジェクトの中学校建設は、今年度から三か年計画で予定しています。平成三年・四年に校舎棟建設、四年に食堂棟建設、五年に体育館建設などとなっています。また、建設年次別になりまして、計画以上に財源の投入が予想されますので、平成二年度末学校施設基金を四億三千五百万円としました。小学校では、全校舎の外壁工事を進めてまいりました。今年度は南

側校舎の工事を進め、平成四年には便所、渡り廊下で全計画が終了します。

○保健福祉について

村の高齢者人口比率は、一六・四％と高位にあり、毎年〇・四％ほど増え続けています。このような状況の中で、高齢者の単独世帯・在宅ねたきり老人・病気で身体が不自由な人が増加し、悩んでいる家族・家庭が多くなっています。このような世帯には、ホームヘルパーの訪問を通じ、日常生活の介護支援を行ってまいります。

また、今年から、ねたきり老人のいる世帯に介護手当を支給する制度や一人親家庭には、医療費助成制度を新しく創設し、保護者負担の軽減を図り、さらに、身体の不自由な人たちの生活環境の改善を進め、生き甲斐をもって生活が送られるよう社会福祉の充実を推進してまいります。

さらに、保健衛生については、がん・心臓病・脳卒中・いわゆる成人病予防を重点に生活改善指導による成人病の要因たる原因を是正し、総合健康診査での病気の早期発見・早期治療を推進してまいります。

○簡易水道について

村の人口増加や工場などによる水需要が増加している状況で、現

行の一日最大給水量二千七十八立方メートルを、三千六百五十立方メートルに変更申請をしています。取水権の取得後、施設の改善計画を推進してまいります。

○交通・消防について

みなさまの生命・財産を守るために、交通・消防整備の充実強化に努めます。

交通安全施設整備については、村道一号线(大別当地内)の歩道整備が急務であり、補助事業の新規採択に努力しています。一方、中学校建設に伴う歩道の整備や、交通安全機器などの設置を白根警察・交通安全協会と連携を図り推進してまいります。

消防では、今年防火水槽二基の設置を計画して、火災発生時に万全な態勢をとっています。

今年度予算については別掲でご紹介していますが、この予算も新中学校建設により大きくふくらんだ予算となっております。村の一大事業が始まり、それなりの財源確保が重要となってきます。中学校建設と合わせて各種事業に力を入れ、住みよい村づくりに努めてまいります。

村民みなさまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

議会だより

平成3年度予算決まる

一般会計は、15億7千2百万円

第3次総合開発計画を策定

平成三年第一回定例会は、三月八日から十四日までの会期七日間で開かれました。

今定例会には平成三年度予算四件、三役・教育長及び議会議員などの給料・報酬の改正をはじめとする条例改正十二件、福祉関係の条例の制定二件、平成二年度補正予算四件、規約変更、基本構想の策定、村道路線の認定それぞれ一件計二十五件が審議されました。

また議員発議による意見書二件も議決され関係機関に提出されました。

議案の内容と審議の結果は左記のとおりです。

◎平成三年度一般会計予算を定めることについて

平成三年度一般会計予算の総額は十五億七、二〇〇万円となり、前年度(十一億七、七〇〇万円)に比べ三億九、

平成三年度の国保特別会計予算の総額は二億四、七五五万円、前年度(二億一、六六七万円)に比べ三、〇八八万円、一四・三％の増となりました。

(原案可決・全会一致)

◎平成三年度老人保健特別会計予算を定めることについて

平成三年度老人保健特別会計予算の総額は二億五、四一

八〇八万円)に比べ三九七万円、一・五％の減となりました。

(原案可決・全会一致)

◎平成三年度簡易水道特別会計予算を定めることについて

平成三年度の簡易水道特別会計予算の総額は七、一六〇万円となり、前年度(六、九七〇万円)に比べ一九〇万円、二・七％増となりました。

(原案可決・全会一致)

◎月潟村ひとり親家庭などの医療費助成に関する条例の制定について

四月一日からひとり親家庭の父または、母及び児童などに対して助成を行い、ひとり親家庭などの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

該当になると外来の場合、月の初回受診日に八〇〇円、入院の場合一日につき四〇〇円の負担で医療を受けることができます。

(原案可決・全会一致)

◎月潟村ねたきり老人など介

護手当支給条例の制定について

六十五歳以上の在宅ねたきり老人または、痴呆性老人の介護をしている家庭に対し、精神的・経済的な負担を軽減するため月五千円の介護手当を支給するもので、五月、八月、十一月、二月の年四回に分けて支給します。

(原案可決・全会一致)

◎月潟村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償などに関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村教育長の給与・勤務時間そのほかの勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職名	改正後	改正前	引上げ額
村長	五九七,〇〇〇	五六八,〇〇〇	二九,〇〇〇
副村長	四八四,〇〇〇	四六五,〇〇〇	一九,〇〇〇
収入役	四四〇,〇〇〇	四二一,〇〇〇	一九,〇〇〇
教育長	三七〇,〇〇〇	三五一,〇〇〇	二八,〇〇〇
議員	一五〇,〇〇〇	一四三,〇〇〇	八,〇〇〇

○三役・教育長(月額)	
村長	一九,〇〇〇
副村長	一六,〇〇〇
収入役	一四,〇〇〇
教育長	一四,〇〇〇
議員	八,〇〇〇

○農業委員会(月額)	
委員長	四三,〇〇〇
副委員長	三九,〇〇〇
委員	二七,〇〇〇

○教育委員会(月額)	
委員長	二四,〇〇〇
副委員長	二〇,〇〇〇
委員	一七,〇〇〇